

地医第243号

令和2年9月9日

奈良県病院協会
奈良県医師会
奈良県歯科医師会

） 会長 殿

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長

奈良県知事 荒井 正吾

新型コロナウイルス感染症にかかる検査対象の拡大について（再周知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、感染者の早期発見と即時隔離が重要です。

このため、本県では、「新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査対象の拡大について（通知）」（令和2年6月12日付け奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知）において、重症化予防を目的とした検査から、感染拡大防止を目的とした検査へ見直し、検査の対象を拡大しています。

県では、これまでの感染経路の調査と推定結果も踏まえ、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症にかかる検査対象ガイドライン」を作成しましたので、これを参照のうえ、症状の有無にかかわらず感染リスクがあると思われる方から相談があった場合は、検査の実施につなぐよう、改めて対応をお願いします。

地医第243号
令和2年9月9日

発熱外来認定医療機関管理者 殿

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長

奈良県知事 荒井 正吾

新型コロナウイルス感染症にかかる検査対象の拡大について（再周知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、感染者の早期発見と即時隔離が重要です。

このため、本県では、「新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査対象の拡大について（通知）」（令和2年6月12日付け奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知）において、重症化予防を目的とした検査から、感染拡大防止を目的とした検査へ見直し、検査の対象を拡大しています。

県では、これまでの感染経路の調査と推定結果も踏まえ、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症にかかる検査対象ガイドライン」を作成しましたので、これを参照のうえ、症状の有無にかかわらず感染リスクがあると思われる方から相談があった場合は、検査の実施につなぐよう、改めて対応をお願いします。

地医第243号
令和2年9月9日

帰国者・接触者外来を設置する医療機関

管理者 殿

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長
奈良県知事 荒井 正吾

新型コロナウイルス感染症にかかる検査対象の拡大について（再周知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、感染者の早期発見と即時隔離が重要です。

このため、本県では、「新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査対象の拡大について（通知）」（令和2年6月12日付け奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知）において、重症化予防を目的とした検査から、感染拡大防止を目的とした検査へ見直し、検査の対象を拡大しています。

今後においては、別紙ガイドラインに沿い、感染経路の分析などによって、新型コロナウイルス感染症が疑われると判断した場合は、速やかに検査の対象とし、受診調整しますので、対応のほどよろしく申し上げます。

地医第243号
令和2年9月9日

奈良市保健所長 殿

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長

奈良県知事 荒井 正吾

新型コロナウイルス感染症にかかる検査対象の拡大について（再周知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、感染者の早期発見と即時隔離が重要です。

このため、本県では、「新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査対象の拡大について（通知）」（令和2年6月12日付け奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知）において、重症化予防を目的とした検査から、感染拡大防止を目的とした検査へ見直し、検査の対象を拡大しています。

これに伴い、感染経路の分析などによって、新型コロナウイルス感染症が疑われると判断した場合は、速やかに検査の対象としています。

症状の有無にかかわらず感染リスクがあると思われる方から相談があった場合は、別紙ガイドラインを参照のうえ、検査の対象者として受診調整していただきますよう、改めてお願いします。

地医第243号

令和2年9月9日

郡山保健所長
中和保健所長
吉野保健所長
内吉野保健所長

） 殿

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長

奈良県知事 荒井 正吾

新型コロナウイルス感染症にかかる検査対象の拡大について（再周知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、感染者の早期発見と即時隔離が重要である。

このため、本県では、「新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査対象の拡大について（通知）」（令和2年6月12日付け奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知）において、重症化予防を目的とした検査から、感染拡大防止を目的とした検査へ見直し、検査の対象を拡大している。

これに伴い、感染経路の分析などによって、新型コロナウイルス感染症が疑われると判断した場合は、速やかに検査の対象としている。

症状の有無にかかわらず感染リスクがあると思われる方から相談があった場合は、別紙ガイドラインを参照のうえ、検査の対象者として受診調整するよう、改めて指示する。

地医第243号
令和2年9月9日

社会保険診療報酬支払基金奈良県支部長
奈良県国民健康保険団体連合会長
近畿厚生局奈良事務所長 殿

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長
奈良県知事 荒井 正吾

新型コロナウイルス感染症にかかる検査対象の拡大について（再周知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、感染者の早期発見と即時隔離が重要です。

このため、本県では、「新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査対象の拡大について（通知）」（令和2年6月12日付け奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知）において、重症化予防を目的とした検査から、感染拡大防止を目的とした検査へ見直し、検査の対象を拡大しています。

これに伴い、感染経路の分析などによって、新型コロナウイルス感染症が疑われると判断した場合は、速やかに検査の対象としています。

今般、関係機関に対し、症状の有無にかかわらず感染リスクがあると思われる方から相談があった場合は、別紙ガイドラインを参照のうえ、検査の実施につなぐよう、改めて対応を依頼しましたので、ご了知願います。

(別 紙)

令和2年9月
奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症にかかる検査対象ガイドライン

感染経路の分析から、奈良県における7月以降の感染は、学校・寮生活、家庭、友人との交流が目立っています。

また、県内事業所、飲食店、大学における部活動・学生寮及び高齢者福祉施設において、クラスターが発生しました。

感染者を早期に発見し、新たな感染の拡大を防ぐため、これまでの感染経路の調査と推定結果も踏まえ、検査の対象とする具体例をお示しします。

検査対象の具体例	検査前2週以内にコロナ感染判明者と接触した者
	検査前2週以内に感染リスクのある場所(※)に滞在した者 ※・集団感染が判明した事業所、飲食店、学校、社会福祉施設、病院等 ・友人等の飲食の場 ・カラオケ、ライブハウス ・フィットネスクラブ など
	勤務先や通学先、自宅などに、発熱等の有症状者がいる者
	医療従事者(訪問看護師等を含む)、福祉施設従事者(訪問介護員等を含む)

*以上は、例示であり、必要に応じて検査の対象とすることが可能です。

令和2年6月12日

奈良県病院協会
奈良県医師会
奈良県歯科医師会
会 長 殿

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長
奈良県知事 荒井 正吾

新型コロナウイルス感染症にかかる
PCR検査対象の拡大について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、感染者の早期発見と早期隔離が重要です。

このため、本県においては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会活動正常化・経済活動活性化の両立のための対策（6.05方針）」において、PCR検査については、これまでの重症化予防を目的とした検査から、感染拡大防止を目的とした検査へ見直し、PCR検査の対象を拡大することとしました。つきましては、感染経路分析などにより、新型コロナウイルス感染症が疑われると判断した場合は、速やかに検査の対象とします。このため、下記の例を参照し、症状の有無にかかわらず感染リスクがあると思われる方から相談があった場合は、PCR検査の実施につなぐようご対応をお願いします。

記

（例）

- ・検査前2週以内にコロナ感染判明者と接触した者
- ・検査前2週以内に感染リスクのある場所に滞在した者
- ・勤務先や通学先、自宅などに、発熱等の有症状者がいる者
- ・医療従事者（訪問看護師等を含む。）、福祉施設従事者（訪問介護員等を含む。）
など

令和2年6月12日

帰国者・接触者外来を設置する医療機関
発熱外来認定医療機関

管理者 殿

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長
奈良県知事 荒井 正吾

新型コロナウイルス感染症にかかる
PCR検査対象の拡大について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、感染者の早期発見と早期隔離が重要です。

このため、本県においては「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会活動正常化・経済活動活性化の両立のための対策（6.05方針）」において、PCR検査については、これまでの重症化予防を目的とした検査から、感染拡大防止を目的とした検査へ見直し、PCR検査の対象を拡大することとしました。

つきましては、感染経路分析などにより、新型コロナウイルス感染症が疑われると判断した場合は、速やかに検査の対象とします。このため下記の例を参照し、症状の有無にかかわらず感染リスクがあると思われる方から相談があった場合は、PCR検査対象者として受診調整しますので、対応方よろしくをお願いします。

なお、感染拡大防止のため、抗原検査及び唾液PCR検査を活用し、検体採取から判明までの期間をできる限り短くするよう、併せてお願いします。

記

（例）

- ・ 検査前2週以内にコロナ感染判明者と接触した者
- ・ 検査前2週以内に感染リスクのある場所に滞在した者
- ・ 勤務先や通学先、自宅などに、発熱等の有症状者がいる者
- ・ 医療従事者（訪問看護師等を含む。）、福祉施設従事者（訪問介護員等を含む。）
など

令和2年6月12日

奈良市保健所長 殿

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長
奈良県知事 荒井 正吾

新型コロナウイルス感染症にかかる
PCR検査対象の拡大について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、感染者の早期発見と早期隔離が重要です。

このため、本県においては「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会活動正常化・経済活動活性化の両立のための対策（6.05方針）」において、PCR検査については、これまでの重症化予防を目的とした検査から、感染拡大防止を目的とした検査へ見直し、PCR検査の対象を拡大することとしました。

つきましては、感染経路分析などにより、新型コロナウイルス感染症が疑われると判断した場合は、速やかに検査の対象とします。このため下記の例を参照し、症状の有無にかかわらず感染リスクがあると思われる方から相談があった場合は、PCR検査対象者とし受診調整いただきますようお願いいたします。

記

（例）

- ・ 検査前2週以内にコロナ感染判明者と接触した者
- ・ 検査前2週以内に感染リスクのある場所に滞在した者
- ・ 勤務先や通学先、自宅などに、発熱等の有症状者がいる者
- ・ 医療従事者（訪問看護師等を含む。）、福祉施設従事者（訪問介護員等を含む。）
など

参 考

令和2年6月12日

郡山保健所長
中和保健所長
吉野保健所長
内吉野保健所長

殿

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長
奈良県知事 荒井 正吾

新型コロナウイルス感染症にかかる PCR検査対象の拡大について（通達）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、感染者の早期発見と早期隔離が重要である。

このため、本県においては「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会活動正常化・経済活動活性化の両立のための対策（6.05方針）」において、PCR検査については、これまでの重症化予防を目的とした検査から、感染拡大防止を目的とした検査へ見直し、PCR検査の対象を拡大することとした。

ついでには、感染経路分析などにより、新型コロナウイルス感染症が疑われると判断した場合は、速やかに検査の対象とする。このため下記の例を参照し、症状の有無にかかわらず感染リスクがあると思われる方から相談があった場合は、PCR検査対象者とし受診調整をすることを指示する。

記

（例）

- ・ 検査前2週以内にコロナ感染判明者と接触した者
- ・ 検査前2週以内に感染リスクのある場所に滞在した者
- ・ 勤務先や通学先、自宅などに、発熱等の有症状者がいる者
- ・ 医療従事者（訪問看護師等を含む。）、福祉施設従事者（訪問介護員等を含む。）
など